

農林水産省同時発表

平成 30 年 3 月 16 日

大臣官房官庁営繕部整備課

国が整備する公共建築物における木材の使用量が前年度から約 6 割増！

～公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用状況を取りまとめ～

国土交通省と農林水産省はこのたび、各省各庁が整備する公共建築物における、**平成 28 年度**の木材の利用状況を取りまとめました。平成 28 年度に木造で整備を行った公共建築物において、**木材の使用量は 3,689 m³（前年比 158.5%）**となりました。

我が国では、人工林が資源として利用可能になる一方で、林業生産活動の低迷に伴い森林の十分な手入れが行われず、森林の機能の低下が懸念されています。こうした状況下、平成 22 年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体にも働きかけ、木材全体の需要拡大を推進しております。

平成 28 年度に完成した国の建築物における木材の利用状況等は以下のとおりです。

<平成 28 年度の木材の利用状況>（別添資料 P2～P12）

- ・木造化、木質化により **3,689 m³の木材を使用**
- ・低層の公共建築物 **42 棟（7,282 m³）を木造化**
- ・新築、模様替え等 **189 棟で内装等を木質化**



木造化した施設の例（中央合同庁舎第 1 号館 南別棟）

<その他>（別添資料 P14～P17）

- ・「**木造計画・設計基準及び同資料**」の改定
- ・「**木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項（案）**」の公表
- ・「**木材利用推進研修**」の実施
- ・「**公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議**」を開催し木材利用に関する情報を提供 等

<別添資料>

「平成 28 年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ」

<お問い合わせ先> 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

木材利用推進室長 村上（内線 23403） 課長補佐 吉原（内線 23663）
（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8949 FAX 03-5253-1544）